

企画競争説明書

業務名称：ケニア国小規模農民組織強化・アグリビジネス振興プロジェクト

公示番号：19a01205

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2020年3月18日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年3月18日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ケニア国小規模農民組織強化・アグリビジネス振興プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

() 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年6月 ～ 2025年4月

以下の4つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」も参照してください。

第Ⅰ期：2020年6月 ～ 2021年5月

第Ⅱ期：2021年6月 ～ 2023年5月

第Ⅲ期：2023年6月 ～ 2025年4月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第1課 木戸正巳

Kido.Masami@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

【事業実施担当部】

農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の特記仕様書の内容を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2020年 3月25日 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2020年 3月30日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年 4月10日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

5) 虚偽の内容が記載されているとき

6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

- b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- a) 第Ⅱ期および第Ⅲ期の実証フェーズのパイロット事業の活動経費： 5,000 千円
(本見積)
- b) プロジェクト執務室家具類追加整備費： 500 千円
(本見積)

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) KES1 =1.10258 円
- b) US\$ 1 =110.035 円
- c) EUR 1 =120.104 円

5) その他留意事項
特になし。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／バリューチェーン分析・強化
 - b) 農産物流通・農産物加工

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 64M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であ

れば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年5月12日（火）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知書の日付から10営業日以内に調達部契約第一課 (prtm1@jica.go.jp) 宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。10営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

該当なし。

1 3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後 10 営業日以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：農業バリューチェーン強化及びアグリビジネス振興に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 業務主任者／バリューチェーン分析・強化（2号）

② 農産物流通・農産物加工（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／バリューチェーン分析・強化）】

a) 類似業務経験の分野：途上国におけるバリューチェーン分析・強化に係る各種業務。なお、日本国内における農業関連企業支援、六次産業化支援等の類似業務経験を有することが望ましい。

b) 対象国又は同類似地域：ケニア及び全途上国

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 農産物流通・農産物加工】

a) 類似業務経験の分野：途上国における農産物流通・加工に係る各種業務。なお、日本国内における農業関連企業支援、六次産業化支援等の類似業務経験を有することが望ましい。

- b) 対象国又は同類似地域： ケニア及び全途上国
c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

別紙

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／バリューチェーン分析・強化	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／XXXX	()	(13.00)
ア) 類似業務の経験		5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1.00
ウ) 語学力		2.00
エ) 業務主任者等としての経験		3.00
オ) その他学位、資格等		2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(8.00)	(14.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
イ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力：農産物流通・農産物加工	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	

別添

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2020年 4月16日（木） 14：00～
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町） 208会議室
3. 実施方法：
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 - （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a) 電話会議
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
 - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所の JICA-Net の使用は認めません。

以 上

第3 特記仕様書（案）

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」又は「機構」という）が●●を代表者とする共同企業体（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「小規模農民組織強化・アグリビジネス振興プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

ケニア共和国（以下、ケニアという）政府は、農業開発及び食糧安全保障を国家長期開発計画（Kenya Vision 2030）及び第三期中期開発計画（2018年～2022年）における重点経済政策の一つに位置付けている。ケニアの農業セクターは、GDPの33%、輸出額の62%、農業従事者数、利用農地面積、農業生産高の約2/3を小規模農家¹が占める主要産業である²。さらに地方人口の70%が農業に従事していることから、同国の更なる経済発展のためには、地方部における農業セクターの成長が不可欠である。ケニア農業水産畜産省（以下、「MoALF」という。³）は2019年に「農業セクター構造転換及び成長戦略（2019年～2029年）（Agriculture Sector Transformation and Growth Strategy、以下「ASTGS」という。）」を策定し、第1の柱として小規模農家の収入向上、第2として農業生産量増と高付加価値化に取り組むとしている⁴。これらの実現のために、成長性の高い品目として園芸作物を含む13の優先作物が選定され、中小農業関連企業（アグリビジネス企業）による小農支援、農業・食品加工団地の設立及び運営が構想されているが、原材料である農産物の品質と供給量の確保、そのための幅広い関係者間の連携が鍵とされている。

JICAは2006年に「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト（Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion、以下「SHEP」という。）」（2006年～2009年）を開始し、MoALFと農業食料公社園芸作物局（AFA - HCD⁵）と共にSHEPアプローチ⁶を確立した。続く「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト（SHEP UP）」（2010年～2015年）では全国展開を図り、地方分権化に伴い農業普及を含む行政サービスの一義的な提供主体となった地方政府（カウンティ政府⁷）によるSHEPアプローチの活用及び定着を図る「地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト（SHEP PLUS）」（2015年2月～2020年3月）の実施に至っている。

係る状況を踏まえケニア政府の要請に基づき、2019年10月に「小規模農民組織強化・アグリビジネス振興プロジェクト」（以下、本プロジェクト）の詳細計画策定調査を実施した。その結果、本プロジェクトは、SHEPアプローチを通じた小規模農家の収入向上（コンポーネント1）のみならず、アグリビジネス企業の活動支援（コンポーネ

¹後出のASTGSにおいて、保有、耕作あるいは経営する農地面積が0.5～5haは小規模農家、5～100haは中規模農家、100ha以上は大規模農家と分類される。

² ASTGS, 2019

³ Ministry of Agriculture, Livestock and Fisheries の略。事業実施当時は農業・畜産・水産・灌漑省（MOALFI）。

⁴ 第3の柱は家庭の食料レジリエンス向上

⁵ Agriculture and Food Authority - Horticultural Crops Directorateの略。事業実施当時は園芸作物公社（Horticultural Crops Development Authority: HCDA）。

⁶ 小規模農家に対し、「作って売る」から「売るために作る」への意識変革を起こし、営農スキルや栽培スキル向上によって農家の園芸所得向上を目指すアプローチ（考え方や手法）。

⁷ Countyはケニアでは中央政府に次ぐ行政単位であるが日本語には正しい語感を伴う単語がないことからそのまま「カウンティ」と表記する。

ント2)の試行を通じたケニア行政のアグリビジネス支援能力の向上を図り、もって、地方部の生計向上に寄与するとの協力枠組みに合意した。本業務は上記枠組みのうちコンポーネント2を実施するもので、農業資材・農業生産者団体・加工・流通業者等中小アグリビジネス企業等バリューチェーン上の課題の特定及びケニアの現状に即した支援策の優先付けから開始し、支援策の実証及び検証を行うものである。

第3条 プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

小規模農民組織強化・アグリビジネス振興プロジェクト

(2) 上位目標

地方部の生計が向上する。

(3) プロジェクト目標

地方部のアグリビジネス支援の能力が向上する。

(4) 期待される成果

【コンポーネント①：SHEPアプローチ】

成果1：公的及び民間の農業関連教育機関においてSHEPアプローチにかかる職員的能力強化が行われ、SHEPアプローチが体系的かつ持続的に導入される。

成果2：モデル農家グループの収入が向上し、SHEPアプローチが対象カウンティの農業普及において主流化される。

【コンポーネント②：アグリビジネス振興】

成果3：農家及び中小アグリビジネス企業のバリューチェーン上の課題が特定され、その支援策が優先度付けされる。

成果4：課題を克服するための支援策が実施され、検証される。

(5) 活動の概要

【成果1の活動】

- 1-1. SHEPアプローチを導入する農業関連教育機関を特定する。
- 1-2. 対象機関と協議のうえSHEPアプローチの導入方法と実施体制を確認する。
- 1-3. SHEPアプローチのカリキュラムならびに研修教材を作成する。
- 1-4. 対象機関において生徒/研修生に対し講義/研修を行う。
- 1-5. 活動1-4を検証し、内容を改善する。

【成果2の活動】

- 2-1. SHEPアプローチにかかる啓発を行う。
- 2-2. 選定基準に基づき、対象カウンティを選定する。
- 2-3. 各対象カウンティで、10モデル農家グループに対し、SHEPアプローチの一連の活動を行う。
- 2-4. 対象カウンティによるSHEPアプローチの活動の実施を支援する。
- 2-5. 各対象カウンティでデータ調査とSHEPアプローチの活動のフォローアップを行う。
- 2-6. データ調査の結果が対象カウンティに共有され、カウンティでのSHEPアプローチの更なる展開に活用される。

【成果3の活動】

- 3-1. バリューチェーンとアグリビジネスにかかる課題を特定するための調査を行う。
- 3-2. 調査結果の分析を通じ共通の課題を特定し整理する。
- 3-3. 課題解決のためのパイロットプロジェクト実施計画を策定する。
- 3-4. パイロットプロジェクト実施対象カウンティを選定する。

【成果4の活動】

- 4-1. 対象カウンティでパイロットプロジェクトを実施する。
- 4-2. 活動4-1を検証し成果、課題、教訓を取り纏める。

(6) 対象地域

ナイロビ（プロジェクト事務所）及び北部回廊沿いのカウンティ⁸

(7) 受益者

1. 直接受益者：MoALFの本プロジェクト調整ユニット11名、農業関連教育機関職員92名、農家7,500名、カウンティ政府職員560名、アグリビジネス企業
2. 間接受益者：農業関連教育機関生徒400名、カウンティ政府職員741名、園芸振興官民協議会参加43組織

(8) 関係官庁・機関（C/P）

1. MoALF 作物庁作物資源・アグリビジネス・市場開発局
2. プロジェクト対象カウンティ政府

(9) 現地プロジェクト期間（予定）

2020年4月～2025年4月（計60ヶ月）⁹

第4条 業務の目的

「小規模農民組織強化・アグリビジネス振興プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る基本合意文書（R/D：Record of Discussions）に基づき、「第5条 業務の範囲」に定める業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成するものである。

第5条 業務の範囲

本業務は、発注者が2020年3月にケニアMoALFと締結済みのR/Dに基づいて実施される「小規模農民組織強化・アグリビジネス振興プロジェクト」の枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

⁸ 具体的な対象カウンティはプロジェクト開始後に正式に確定する。現段階では、成果2は20程度を想定しており、成果4は成果3の結果を踏まえ決定する。

⁹ プロジェクト開始時期は「最初の日本人専門家の着任日から5年間」として合意しており、コンポーネント1の長期専門家（チーフアドバイザー／SHEPアプローチ）の専門家が2020年4月下旬に着任予定である。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの基本方針

本件の実施機関であるMOALFは、地方分権後の農業戦略としてAgricultural Sector Transformation and Growth Strategy (2019年-2029年) (以下、「ASTGS」という。)を2019年7月に策定し、本プロジェクトを通じたASTGSへの貢献が期待されている。同状況を踏まえ、本プロジェクトは、2つの異なるコンポーネントからなる案件として、コンポーネント1にてSHEPアプローチを通じた小規模農家支援、コンポーネント2にてアグリビジネス企業活動支援に取り組む。各コンポーネントの概要は、以下のとおり。本業務はコンポーネント2を担当する。

コンポーネント1 (成果1、成果2) : SHEPアプローチを通じたASTGS Anchor 1 (小規模農家の収入向上) への貢献
JICAは2006年以降SHEPアプローチを通じて小規模園芸農家の収入向上に取り組んでおり、引き続き同アプローチによるASTGSのAnchor 1である「小規模農家の収入向上」に貢献する。本プロジェクトは、公的農業普及 (実施主体: カウンティ政府) のみならず、教育機関を含む多様な農業普及関連機関にSHEPアプローチの導入を促し、更なる展開と定着を目指す。
コンポーネント2 (成果3、成果4) : アグリビジネス企業活動支援を通じたAnchor 1 (中小企業を通じた小農支援)、Anchor 2 (農業生産増と付加価値化)、Enabler (官民のビジネス能力強化) のいずれか又は複数への貢献
ASTGSのAnchor 1、Anchor 2、Enablerにおいて、農業セクターの一層の成長や (特に地方部における) 雇用創出のためには民間セクター (アグリビジネス企業) の活用及びビジネス支援能力強化が掲げられている。JICAにとっては新たな支援領域であることに加え、既に他ドナー等が“バリューチェーン開発”の名称のもと多様な取組を行っているため、協力開始後、既存の取り組みとの重複回避や日本の優位性を活かす農業バリューチェーンの全体的強化策ないしアグリビジネス支援活動の特定 (課題分析と優先活動の特定) から始めることが肝要である。そのうえで、 <u>特定された活動の有効性の実証 (試行) を行なうものとする。R/Dの別添1「主要協議事項 (Main Points Discussed) 」第8項~第10項も参照のこと。</u>

なお、類似する用語としてフードバリューチェーン (FVC) があるが、本案件において、①フード (食品) の生産部門のみならず農業資材や流通販売等も支援領域に入ること、②ケニアにおいてフードは穀物等主要食物を連想させることから本コンポーネントの支援領域及び可能性の制約排除のためにFVCとはせず、農業バリューチェーンとしている。また、アグリビジネスにも同様の含意がある。

(2) 段階別の業務の実施 (計画フェーズ、実証フェーズ)

コンポーネント2に関しては、農業バリューチェーン上のアクター及び支援領域が多岐に渡っていること、他ドナーによる多くの取組が既になされていること、活発なスタートアップ企業活動、ケニアにおける公的部門 (中央政府、地方政府) と民間部門の関係性や商慣習など同国のビジネス環境の実情を把握のうえ実施することが不可欠である。

そのため、本プロジェクトはプロジェクト1年目を計画フェーズとして更なる課題分析と優先活動の特定を行い、2~5年目を実証フェーズとして複数のパイロット事業を実施・検証することとする。

プロポーザルでは、計画フェーズの具体的な実施方法 (含む調査テーマ案)

と、現時点の仮説として実証フェーズで取り組むパイロット事業、要員計画、優先順位付け基準等を含む実施方法を提案すること。なお、実証フェーズは計画フェーズ完了前に受注者と発注者とで協議・確認のうえ、活動内容及び投入を決定する。プロポーザルにおける見積もりでは、実証フェーズのパイロット事業の活動経費として、第Ⅱ期および第Ⅲ期の合計で500万円の定額見積を本見積に含める。また、パイロット事業案の確度を上げるために、計画フェーズで試行的な活動を行う場合は、必要な経費を見積もりに含めること（本見積とする）。

(3) ケニア国の実情に合った実証フェーズ案の提案

ケニアでは地方分権化により、主なプロジェクト活動（パイロット事業の実施）はカウンティ政府以下の行政レベルで実施されることが想定される。そのため、計画フェーズにおいては、次の実証フェーズの実施体制及び活動内容を念頭に、中央政府と地方政府との役割分担及び能力について明確にすること。以下についても留意する。

- 地方分権後のケニアでは各カウンティ政府に政治任用（知事任命）の大 臣等（含む農業大臣）が配置されており、農業政策及び関連施策の優先 度や予算配分も各カウンティによって大きく異なる。計画フェーズにお いて本コンポーネントの対象候補地を検討する際に慎重に調査すること。
- 両レベルの政府において、アグリビジネス担当要員が限定的（例：カウ ンティ政府で1名のみ等）であることに加え、各要員の業務内容も幅広 い。また、パイロット事業案によっては省庁横断の協力が必要となる可 能性もあるが、組織再編が頻繁に発生し、行政職員の定年退職や空席ポ ストが多いケニア政府（中央及びカウンティ）において、実現可能性等 入念に調査し、パイロット事業案として必要な方策を立案すること。
- ビジネス支援により一部の層のみが利益を得る、もしくは損失を出す事 象もあり得ることから不公平感や所得格差の拡大等を最小限がするよう な配慮や対策も併せて検討すること。
- ケニア MoALF 園芸ユニットは、2019年8月に官民43組織が参加する園 芸振興官民協議会（正式名称：National Horticulture Transformation Technical Working Group）を発足させた。具体的な活動内容は、現時点 では未定だが、協力開始後に同ネットワークの現状を確認のうえ同ネッ トワークの積極的な活用も検討すること。

(4) 2022年の総選挙を踏まえた活動計画（実証フェーズ）の策定

ケニアでは5年毎に中央及び地方の総選挙が予定されており、次回は2022年8月頃である。前回の経験から、カウンティ政府職員含む行政職員は選挙準備及び対応のために2022年1月頃から徐々に本来業務の時間確保が困難になっていくことが想定される。また、選挙後も半年程度は混乱が続く可能性もある。計画フェーズにおいて、選挙前後の影響も勘案しつつ、活動内容及び実施体制を検討すること。

(5) 「アフリカ農業イノベーションプラットフォーム構想」の側面支援

2019年8月の第7回アフリカ開発会議（TICAD VII）官民ビジネス対話では、本邦企業のアフリカ進出促進を目的とするアフリカ・ビジネス協議会（農業ワー

キンググループ)が取り纏めた「アフリカ農業イノベーションプラットフォーム構想」が表明された。ケニアは民間企業にとって有望な進出先の一つであることから、本業務の一環として、本プロジェクトを通じて得られる現地情報の提供等を通じて同構想への側面支援を行う。特に、プロジェクト期間中に複数回の基礎情報収集調査や本邦企業等視察等が予定されていることから、実務的に可能な範囲で必要な便宜供与(面談等)を行う。同取組については、ケニア側の協力も取付済となっている。

(6) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜発注者に提言を行うことが求められる。発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置(先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等)を取ることにする。

(7) 日本側のプロジェクト実施体制、長期専門家との役割分担・協働

コンポーネント1(成果1及び成果2)はJICA直営長期専門家チームが担当するため、本コンサルタント業務に含めない。各コンポーネントは独立して活動を進めることとなるが、プロジェクト目標に掲げる地方部のアグリビジネス支援能力の強化を達成するよう、本プロジェクトの日本側総括を担当するコンポーネント1のチーフアドバイザー/SHEPアプローチと密に情報共有し、プロジェクト全体の円滑な運営に協力すること。更に、コンポーネントはそれぞれ補完できる活動内容や情報も想定されるため、コンサルタントチームは長期専門家チームと的確にコミュニケーションを取りながらコンポーネント2に係るプロジェクトを運営する。

また、MoALFの作物資源・アグリビジネス・市場開発局に2020年3月から北部回廊農業振興アドバイザーが配置されており、同アドバイザーはケニアの農業政策支援のみならず、本邦企業含む民間連携の側面支援も行うことから、同アドバイザーとの連携も図ること。

第7条 業務の内容

本プロジェクトの業務内容については、以下のとおり想定している。

【各契約期間に共通の業務】

(1) モニタリングシート(英文)の作成

本プロジェクトにかかるM/M、R/D等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成するとともに、ケニア側関係者と協議、意見交換の上で、上記内容を反映させたモニタリングシートVer. 1(英文)に取りまとめる。

その後は6か月ごとにC/Pと共にモニタリングシートを作成し、JICAケニア事務所に提出する。

(2) 合同調整委員会(JCC)の開催支援

MoALFが設置するJCCの会合を少なくとも年に1回開催できるよう支援し、プロジェクトの年間計画案の協議及び承認、プロジェクトの進捗管理、及び目標の達成度確認等を行う。

(3) 広報活動の実施

本プロジェクトの意義、活動内容とその成果について、ケニア及び日本の国民各層並びに他ドナーからも正しく理解してもらえよう、効果的な広報に努めることとし、具体的な提案があればプロポーザルに含めること。加えて、JICAが行う各種セミナーやTICAD関連の広報活動についても、本業務の一環として協力すること。

【第I期：2020年6月～2021年5月】

<成果3（計画フェーズ）に係る活動>

(4) 国内事前文献調査

ケニアの国家レベルおよびセクターレベルの開発政策・戦略の内容把握、アグリビジネスを含む農業バリューチェーンに関する政策や各種施策（含むドナー支援内容・成果、既存の各種調査報告）の内容確認を行う。ここから、開発政策の方向性を捉え、開発課題の全体に対する取組状況を把握する。

(5) 課題特定及び調査領域の仮説設定

文献調査等を踏まえ、調査テーマの仮説を設定し、発注者に提案及び協議する。また、現地業務前にケニア側から入手すべく情報及び調査項目、現地業務にて更に確認すべき情報及び調査事項を整理する。その際、計画フェーズにおいて、同国の実情（各種制度・商習慣、行政や民間のキャパシティ等）を考慮しつつ、優先度が高くかつ本邦技術協力により解決可能な課題を特定し、実証フェーズで取り組むパイロット事業案（含む事業数、対象地等）をケニア関係者及び発注者と協議・合意することを念頭に検討する。なお、ケニア側への現地業務前の情報収集依頼及び各種調整はコンサルタントの提案を踏まえJICA及びコンポーネント1のチーフアドバイザー／SHEPアプローチを通じて行う。

(6) 業務計画書及びワーク・プランの作成

本業務に係る業務計画書を作成し、内容について発注者の承認を得る。ワーク・プランについては、現地業務開始時に先方関係機関にコンポーネント2全体の進め方、及び計画フェーズの実施方針、方法、業務工程について協議を行い、現地業務開始後1か月以内に先方と合意の上最終化し、発注者に提出する。

(7) 調査テーマ毎の調査計画策定

バリューチェーンとアグリビジネスにかかる課題を特定するための現状調査（現状分析）を行う。調査テーマ毎に適切な調査候補地（カウンティ）をC/Pと協議のうえ対象地区のカウンティ政府から調査協力を得て、調査計画を策定する。

(8) 調査実行及び結果分析

各種調査を実行し、バリューチェーンとアグリビジネスにかかるボトルネックであろう共通の課題を特定する。そのなかから、本プロジェクトを通じて課題解決に取り組むべきパイロット事業候補を検討し、実施計画案（含む予算）を立案し、優先順位付けをする。優先順位の判断基準は、本プロポーザルのパイロット事業提案と併せて、

提案すること。

なお、パイロット事業案の優先付け及び選定を行ううえで、簡易な実証調査等を行う場合は、ケニア側及び発注者に予め提案のうえ双方の合意のうえ実施する。

(9) パイロット事業の決定

ケニア側及び発注者にパイロット事業案及び優先順位、要すれば組み合わせ案を提案し、合意を得たうえで、パイロット事業実施計画を策定する。

(10) プロジェクト業務進捗報告書（第Ⅰ期）

プロジェクト業務進捗報告書（第Ⅰ期）として当該期間の活動状況を取りまとめる。

【第Ⅱ期：2021年6月～2023年5月】

<成果4（実証フェーズ）に係る活動>

(11) 業務計画書及びワーク・プランの作成

第Ⅱ期に係る業務計画書及びワーク・プランを作成し、内容について発注者の承認を得る。ワーク・プランについては、現地業務開始時に先方関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。

(12) PDMの改訂検討

第Ⅰ期契約（計画フェーズ）を通じて策定したパイロット事業を踏まえ、ケニア側と協議のうえ必要に応じてPDM改訂案を纏める。

(13) パイロット事業を通じた支援策の実証

パイロット事業を実行し、プロセスを含む成果検証、課題、教訓を分析のうえ纏める。有効な支援策を取り纏め、農業省の政策や施策等国家レベルでの承認を促す。

(14) プロジェクト業務進捗報告書（第Ⅱ期）

プロジェクト業務進捗報告書（第Ⅱ期）として当該期間の活動状況を取りまとめる。

【第Ⅲ期：2023年6月～2025年4月】

<成果4（実証フェーズ）に係る活動>

(15) 業務計画書及びワーク・プランの作成

第Ⅲ期に係る業務計画書及びワーク・プランを作成し、内容について発注者の承認を得る。ワーク・プランについては、現地業務開始時に先方関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。

(16) パイロット事業を通じた支援策の実証

パイロット事業を実行し、プロセスを含む成果検証、課題、教訓を分析のうえ纏める。有効な支援策を取り纏め、農業省の政策や施策等国家レベルでの承認を促す。

(17) プロジェクト業務完了報告書の作成

第Ⅲ期の契約期間の終了時に、プロジェクト業務完了報告書としてプロジェクト期間全体の結果を取りまとめる。

第8条 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は、以下のとおり。

期	報告書名	提出時期	部数
第Ⅰ期	業務計画書（第Ⅰ期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文のデータ及び印刷3部 データ
	ワーク・プラン（第Ⅰ期）	現地業務開始から約1ヵ月以内	英文のデータお 及び印刷5部
	モニタリングシート	業務開始から半年ごと	英文データ
	プロジェクト事業進捗報告書（第Ⅰ期）	第Ⅰ期契約終了時	和文のデータ及び印刷3部 英文のデータ及び印刷5部
第Ⅱ期	業務計画書（第Ⅱ期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文のデータ及び印刷3部
	ワーク・プラン（第Ⅱ期）	現地業務開始から約3ヵ月以内	英文のデータお 及び印刷5部
	モニタリングシート	業務開始から半年ごと	英文のデータお 及び印刷5部
	プロジェクト事業進捗報告書（第Ⅱ期）	第Ⅱ期契約終了時	和文：3部 英文：5部 CD-R：3枚
第Ⅲ期	業務計画書（第Ⅲ期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文のデータ及び印刷3部
	ワーク・プラン（第Ⅲ期）	現地業務開始から約3ヵ月以内	英文のデータお 及び印刷5部
	モニタリングシート	業務開始から半年ごと	英文のデータお 及び印刷5部
	プロジェクト事業完了報告書	契約終了時 なお、ドラフトを1か月前に提出し、発注者からのコメントを踏まえて最終化	和文：3部 英文：5部 CD-R：3枚

これら報告書等は簡易製本することとする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

プロジェクト事業進捗報告書及びプロジェクト事業完了報告書には、以下の内容を

含むものとする。

・プロジェクト事業進捗報告書：活動内容・成果、プロジェクト成果達成の見込み、目標達成の見込み、インパクト、実施上の課題、次期計画における重点及び計画遂行上の留意点

・プロジェクト事業完了報告書：プロジェクトの成果一覧、活動実施スケジュール（実績）、投入実績、プロジェクトの実施運営上の課題とそれを克服するための工夫・教訓、PDMの変遷、合同調整委員会開催記録

（２）技術協力作成資料等

以下をはじめとする業務を通じて作成された資料は、各契約終了時に発注者に提出することとする。

- ① 農業バリューチェーン分析、アグリビジネス現状調査等の報告書
- ② その他セミナー配布資料、広報資料等

（３）コンサルタント業務従事月報

共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報においては、業務の進捗状況のほか、プロジェクト目標の達成見込み、達成を阻害する要因と対応方針等についても適宜記載すること。

以 上

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

本業務については、以下の3つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- (1) 第Ⅰ期：2020年6月～2021年5月
- (2) 第Ⅱ期：2021年6月～2023年5月
- (3) 第Ⅲ期：2023年6月～2025年4月

このため、各期の契約期間終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICAが指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

なお、上記の契約期間の分割については、コンサルタントがより適切と考える業務工程計画があれば、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

- (全体) 約92.5M/M
- 第Ⅰ期(本契約) 約18.5M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する業務従事者の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な業務従事者の配置をプロポーザルにて提案すること。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。また、コスト効率化のため、現地コンサルタント等ローカル人材の活用で十分に業務目的を達成できる場合は、具体案とともにプロポーザルに提示すること。

- ① 業務主任者／バリューチェーン分析・強化（2号）
- ② 農産物流通・農産物加工（3号）
- ③ 組織・制度化

3. 対象国の便宜供与

(1) カウンターパートの配置

本プロジェクトのコンポーネント2には、3名の要員が配置される予定である（コンポーネント長、アグリビジネス開発（2名））。

なお、ケニアMoALFは2名のコンポーネント長を含めコンポーネント毎に専属のカウンターパートを配置すること、また、両コンポーネントを束ねる「National Project Coordinator」を配置する見込みである。

具体的には、以下の通り。

- プロジェクト総責任者：作物・農業研究庁次官
- プロジェクト責任者：作物資源・アグリビジネス・市場開発局長
- プロジェクト管理者：国家プロジェクト調整員／本プロジェクト調整ユニット長
- コンポーネント1：コンポーネント長、園芸生産（2名）、ジェンダー（2名）、研修・プロジェクト調整（1名）
- コンポーネント2：コンポーネント長、アグリビジネス開発（2名）

また、コンポーネント1には日本人専門家（長期専門家3名）が従事予定である。構成は次のとおり。

- 1：チーフアドバイザー／SHEPアプローチ
- 2：園芸生産・普及（SHEP）
- 3：業務調整（SHEP）／SHEPアプローチ広域化

（2）事務所スペースの提供

ケニアMoALFが確保予定（SHEP PLUSプロジェクトが利用していた執務スペースを継続利用する見込み）

4. 配布資料等

（1）配布資料

- 詳細計画策調査結果、調査報告書等（M/M及びR/D含む）
- 事業事前評価表
- ケニア政府政策・戦略文書各種
- 北部回廊農業振興アドバイザー案件概要表

5. 業務用機材

第Ⅰ期契約において、業務遂行上必要なオフィス用及び調査用機材があれば、プロポーザルの中で、①機材名、②数量、③基本的仕様（または参考銘柄）、④見積価格、⑤必要と判断される理由等を含め、提案すること。その費用は本見積に含めること。

なお、カラー複合機とwifi機器は既に事務所スペースに用意されているため見積計上不要。これらの維持管理費は、コンポーネント1と共有するため計上不要。

また、プロジェクト執務室における家具類（テーブル、書棚、エアコン等）はケニア側負担により設置されているが、それらが不十分な場合に備え、追加整備費として本見積に500千円を定額計上すること。

プロジェクト活動に必要な車輛はレンタカーを想定し、本見積に計上すること。

第Ⅱ期契約及び第Ⅲ期契約（実証フェーズ）における資機材は第Ⅰ期契約（計画フェーズ）を踏まて協議のうえ決定するものであるが、見積もりにおいて、両期の合計で500万円の定額見積を本見積に含める（第3. 第6条（2）のとおり）。

6. 現地再委託

現地再委託は想定していないが、現地再委託が適当と考えられる調査については、理由とともにプロポーザルにて提案すること（本見積として計上）。現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. その他留意事項

（1）既存パイロット事業候補案の扱い

詳細計画策定調査を通じて構想し、R/Dに添付している7つのパイロット事業候補案は、実証フェーズにおけるパイロット事業のイメージ共有を目的としたものであり、

本業務における計画フェーズの作業および結果を予断するものではない。計画フェーズにおいて提案する活動の実現可能性、妥当性および優先度等を検討のうえ最終決定すること。

(2) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意するとともに、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。当地の治安状況については、JICAケニア事務所、在ケニア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(5) 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況やケニア政府側の対応次第で渡航時期および業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定致します。

以上